



「シャンシャン、シャンシャン」(はざま隆治)

たし母の盾に入らぬ人の子
弟姉妹の1人は20歳から音
信不通だ。彼を除いては皆
元気でそれぞれの人生を歩
んでいる。

母の記憶がまだ鮮明な頃
に「ありや、ちゃーそうが
や」と嘆息混じりに話し
たことがある。でも帰らな
くても帰れない事情がある
から連絡もないのだろう。
「故郷は遠きにありて…
帰るところにあるまじや」
の心境かもしれない。

「兄弟姉妹が多ければ1
人ぐらゐるというのがある
よ」とあつさり答えを出す

つづき

大掃除

米軍基地を島外へ掃
き出した

沖縄県民

(ポテンヒット)

が、何ら法的な理由・義務が
ないにもかかわらず、承認取
消処分を自ら取り消した。そ
れは前知事の埋め立て承認の
適法性を県が認めたことにな
り、その適法性を前提とする
と、港の使用許可は不可避と
なる。

その他の建設阻止のための
種々の知事権限の行使も、行
政上の権限濫用や国家賠償法
第1条の不法行為に基づく損
害賠償請求権、さらに知事に
「故意又は重大な過失があつ
たとき」の知事個人に対する
県からの求償権を発生させる
可能性が生じる。

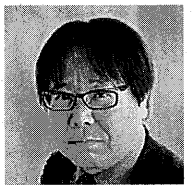
私たちの4度に及ぶ早期承
認撤回の要請に対し、県が
判官、77歳)

「検討中」と答えてやがて1
年になる。時がたてばたつほ
ど工事が増大し、県は袋小
路に長く深くはまり込んでい
く。承認取消処分の取り消し
を敗訴前から表明していた翁
長知事に、承認取消の取り消
しをなすがままにさせてしま
った反基地運動の団体・与党
・県民世論もその政治的責任
の一端を負うべきだろう。

問題

手段を

復活させた法的結
ない。
した違法確認訴訟
県の上告が昨年12
高裁において棄却
訴が確定した。そ
月26日に翁長知事



東恩納 厚

東恩納組 代表取締役会長

熱々と、匂い立ちこめ、
柚子のお湯、小夜吹く風に
聞く冬の音。

我が拙文も最後である。
光陰矢の如く人を待たな
い。

医師を辞めた人生を正解
とは思わぬが、天の定めし
ことである。父を亡くし、
父を感じたくてこの仕事を
始めた。夜深けに起きて、
その日に廻る現場の図面を
観る。一年前なら解る筈も
無いが、日々の学びは、闇
に明かりを灯してくれた。

近代建築の三大巨匠のひ
と(Judig Mies van der
Roë)が好んで使った言葉
に、「神は細部に宿る(God is
in the detail)」がある。

私は、これに強く惹かれ
る。建築に限らず、細かい
部分まで丁寧に仕上げてこ
そ、仕事を為したることにな
ろう。

完成した建築物から、基
礎や躯体の詳細を伺い知る
ことは出来ない。見栄えも
大事であるが、その裏に隠
れた構造物が人を守るので
ある。その為には、細部ま

南風

建築は細部にあり

で仕事が為されていないけれ
ばいけない。

命を守る建築家は、己も
人も信用してはならない。

他人任せにすれば、誤りを
見逃してしまう。代理人任
せにすれば、誤りを是正出
来ない。設計図書であらう
と信じない。自身で確りと
読み込み、施工図を描き承
認を得て仕事を進めて行く。

私は、今日も現場を廻り、
皆と共に安全を最優先した
人を守り、心地良く、美し
い建築物を創って行く。

そして、社員を大切にし
た企業経営を行う。

母に孝を尽くし、父に代
わって妹達を大切に生きて
行く。

妻とは、天に在れば比翼
の鳥の如く、地に在れば連
理の枝に成りたい。

此れまで、我が拙い文章
を読んで下さった読者の皆
様、有難うございました。

あふときは
語りつくすと
思えども
別れとなれば
残る言の葉

主税

主税

投稿規定 声・ネットワーク400字、論壇1000字、ティータイム600字。住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記。〒900-8525 那覇市天久905。原稿は琉球新報社オピニオン係に郵送。ファクス098(865)5234、メールkoe@ryukyushimpo.co.jp 問い合わせは同係☎098(865)5175。他紙との二重投稿は厳禁。掲載の可否についての問い合わせには応じかねます。「うそっばち」は社会部ファクス098(865)5222。